

## 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令について

令和 6 年 12 月  
消防庁危険物保安室

「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会」及び「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」の結論を踏まえ、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「令」という。）を改正する。

## 1. 改正内容

## (1) リチウムイオン蓄電池の取扱い等に係る規制の見直し

## ① 一般取扱所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備【令第 19 条関係】

危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準について、総務省令で特例を定めることができるようにする。

## ② 消火設備の基準に係る特例規定の整備【令第 20 条関係】

危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所及び危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所に設置しなければならない消火設備の技術上の基準について、総務省令で特例を定めることができるようにする。

## ③ 危険物の運搬における積載方法の特例規定の整備【令第 29 条関係】

リチウムイオン蓄電池に用いられる電解液のように、危険物が運搬の際に漏れ、あふれ、又は飛散するおそれが少なく、かつ、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合は、運搬容器に収納せずに積載することができるようにする。

## (2) 製造所及び屋外タンク貯蔵所の基準に関する見直し【令第 9 条及び第 11 条関係】

屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備において、以下 2 点の改正を行う。

## ① 危険物の流出防止措置を講ずることを前提として、総務省令で定める場合は、適当な傾斜及び貯留設備を設けなくてもよいこととする。

② 第4類の危険物を取り扱う設備において、総務省令で定める場合は、貯留設備に油分離装置を設けなくてもよいこととする。

**(3) 航空機に給油する場合の危険物の取扱いの技術上の基準の見直し【令第27条関係】**

令第27条第6項第1号口の規定により、航空機、船舶、鉄道又は軌道によって運行する車両に給油する際は、当該航空機等の原動機（エンジン）を停止する必要があるところ、航空機に給油する給油取扱所のうち総務省令で定めるものについては、給油の際に原動機を停止しなくてもよいこととする。

**(4) 指定講習機関が実施する危険物の取扱作業の保安に関する講習の手数料の見直し【令第40条関係】**

令和5年度の地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正によって都道府県知事が実施する危険物取扱者の保安に関する講習の標準の手数料が引き上げられたことに伴い、消防法（昭和23年法律第186号）第16条の4第2項に規定する指定講習機関が実施する同講習の手数料も同額とすることとする。

**(5) その他、所要の規定の整備**

**2. 施行期日**

公布の日の翌日から施行する。

**3. 経過措置**

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

**危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件について**

令和 7 年 3 月  
消防庁危険物保安室

危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「令」という。）の改正等に伴い、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）を改正する。

**1. 改正内容**

**（１）リチウムイオン蓄電池の取扱い等に係る規制の見直し**

**① 屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備【危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令による改正後の規則（以下「新規則」という。）第 16 条の 2 の 8 等関係】**

リチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る基準の特例を定める。具体的には、以下の基準に適合するものは、令第 10 条第 1 項に掲げる一部の規定を適用しないこととする。

- ・ 一定の安全基準に適合する蓄電池を貯蔵すること。
- ・ 蓄電池の充電率に応じて延焼拡大防止措置（スプリンクラー又は遮へい板の設置等）を講ずること。
- ・ 屋内貯蔵所の用に供する部分とその他の部分を区画すること。（建築物の一部に屋内貯蔵所を設ける場合に限る。）
- ・ リチウムイオン蓄電池を取り扱う屋内貯蔵所である旨を表示すること。 等

**② 一般取扱所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備【新規則第 28 条の 54 及び第 28 条の 59 の 2 等関係】**

リチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池を製造し、組み立て、又は充電し、若しくは放電する作業のために危険物を取り扱う一般取扱所に係る基準の特例を定める。具体的には、以下の基準に適合するものは、令第 19 条第 1 項において準用する令第 9 条第 1 項に掲げる一部の規定を適用しないこととする。

- ・ 一定の安全基準に適合する蓄電池を用いること。（組み立て又は充電若しくは放電作業時のみ）

- ・ 蓄電池の充電率に応じて延焼拡大防止措置（スプリンクラー又は遮へい板の設置等）を講ずること。
- ・ 一般取扱所の用に供する部分とその他の部分を区画すること。（建築物の一部に一般取扱所を設ける場合に限る。）
- ・ リチウムイオン蓄電池を取り扱う一般取扱所である旨を表示すること。 等

### ③ 消火設備の基準に係る特例規定の整備【新規則第 35 条の 2 から第 35 条の 4 ま で等関係】

①の屋内貯蔵所、②の一般取扱所及びリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所に設置しなければならない消火設備について、以下の基準に適合するものは、令第 20 条第 1 項及び第 2 項に掲げる基準を適用しないこととする。

- ・ 第二種のスプリンクラー設備を、一定の性能に適合するように設置すること。
- ・ 第三種、第四種及び第五種の消火設備を、液状の危険物を取り扱う設備及び危険物を取り扱うタンクの火災を有効に消火することができるように設置すること。 等

### ④ 屋内貯蔵所において容器に収納しないことができる危険物の規定の整備【新規則第 40 条等関係】

屋内貯蔵所において、リチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のうち、以下の方法で貯蔵されるものについては、容器に収納せずに貯蔵することができることとする。

- ・ 水が浸透する素材（段ボールなど）で包装し、又は梱包する方法
- ・ キュービクル式の設備により貯蔵する方法
- ・ 一定の耐火性を有する箱に入れる方法 等

### ⑤ 危険物の運搬における積載方法に係る特例規定の整備【新規則第 43 条の 3 等 関係】

リチウムイオン蓄電池を以下の方法により運搬する場合は、運搬容器に収納せずに積載することができることとする。

- ・ 水が浸透する素材（段ボールなど）で包装し、又は梱包する方法
- ・ キュービクル式の設備により運搬する方法
- ・ 一定の耐火性を有する箱に入れる方法
- ・ 試験等に用いられるものを保安上支障がない方法で運搬する方法

### (2) 製造所及び屋外タンク貯蔵所の基準に係る見直し【新規則第 13 条の 2 の 3 及び第 21 条の 3 の 3 関係】

製造所における屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備及び屋外タンク貯蔵所のポンプ室以外の場所に設けるポンプ設備において、適当な傾斜及び貯留設備並びに油分離装置を設けなくともよい場合として、危険物を取り扱う設備の架台等に、危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置を講じることにより、漏れた危険物をとどめることができる場合を定める。

**(3) 屋内貯蔵所の架台の基準に係る見直し【新規則第 16 条の 2 の 2 及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件による改正後の告示（以下「新告示」という。）第 4 条の 2 の 2 関係】**

屋内貯蔵所の架台が特定の構造等を有する場合は、架台を堅固な基礎に固定しなくてもよいこととする。

**(4) 水圧試験の基準に係る修正【新規則第 20 条の 5 の 2 関係】**

屋外タンク貯蔵所等の圧力タンクに係る水圧試験について、所要の規定の整備を行うこととする。

**(5) その他、技術上の基準の整備【新告示第 4 条の 2 の 3、第 68 条の 2 の 2、第 68 条の 2 の 4、第 68 条の 2 の 5、第 68 条の 2 の 7、第 68 条の 6 の 6 及び第 68 条の 6 の 7 関係】**

新告示において、以下の技術上の基準を定める。

- ・ 蓄電池の基準
- ・ 遮蔽板の基準
- ・ スプリンクラー設備の水源の基準
- ・ 蓄電池設備を収納する鋼製の棚の基準
- ・ 容器に収納しないこと等ができる蓄電池を貯蔵する箱の基準
- ・ 運搬容器への収納を要さない危険物を収納する箱の基準
- ・ 運搬容器への収納を要さない危険物を運搬する基準

**(6) その他、所要の規定の整備**

**2. 施行期日**

公布の日の翌日から施行する。

**3. 経過措置（抄）**

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。